



目次

- 範囲
- 移行措置及び発効日
- 法人所得税の会計処理
- 失効の会計処理
- 法定税務留保規定
- 非公開事業体に関する実務的例外

ASU2016-09 に関するよくある質問

サンディー・キム (Sandie Kim)、ロブ・モリス (Rob Morris)、マツ・ヒメルマン (Matt Himmelman)、ジョナサン・マーゲート (Jonathan Margate) 及びコート・ヨダー (Cort Yoder) (Deloitte & Touche LLP)

今年の3月におけるFASBによるASU2016-09¹の発行以後、多くの質問が、その導入に関して提起された。当新規ガイダンスは、公開及び非公開事業体の双方に関する、従業員に対する株式に基づく支払い取引の会計処理のいくつかの側面を簡素化するものである。これには、法人所得税、失効及び法定税務留保規定 (statutory tax withholding requirement) の会計処理、並びにキャッシュ・フロー計算書における分類が含まれる。当ASUはまた、非公開事業体に対する二つの実務的例外も含んでいる。以下の質問及び回答は、利害関係者の関心ある可能性がある、新規ガイダンスの多くの側面を議論している。

ASU2016-09に関するさらなる情報については、デロイトの2016年4月21日付の *Heads Up* を参照のこと。

範囲

1. ASU2016-09 の法人所得税の側面は ASC505-50 の下で、発行された非従業員報奨に適用されるか？²

はい。ASC718-740-15-2 は、「[ASC718-740]のガイダンスは、従業員と非従業員の双方との株式に基づく支払い取引に適用される」と述べている。したがって、当 ASU の法人所得税の側面は、該当する場合には、ASC505-50 により会計処理される非従業員報奨に適用される。

2. ASU2016-09 は、外国法域に適用されるか？

はい。ASU2016-09 は、従業員に株式に基づく支払い報奨を発行している全ての事業体に適用される。

移行措置及び発効日

3. ASU2016-09 の適用に関する移行規定はどのようなものか？

以下の表は、事業体による ASU2016-09 の適用に関する移行措置を概説するものである。

種類	移行方法
超過税務便益額 (excess tax benefit) 及び申告不足税額 (tax deficiency) の認識 (法人所得税の会計処理)	将来に向かって
未認識の超過税務便益額 (法人所得税の会計処理)	修正遡及
キャッシュ・フロー計算書における超過税務便益額の分類	遡及的又は将来に向かって
失効の会計処理	修正遡及
法定税務留保の分類及び規定	修正遡及
雇用者が税務留保目的で留保する場合の、キャッシュ・フロー計算書での支払い従業員税金の分類	遡及的
非公開事業体の予想期間に関する実務的例外	将来に向かって
非公開事業体の本源的価値に関する実務的例外	修正遡及

4. ASU2016-09 の発効日は？

公開ビジネス事業体に関しては、当 ASU は、2016 年 12 月 15 日より後に開始する年次報告期間 (それら年次報告期間内に含まれる期中期間を含む) から発効する。

その他の全ての事業体に関しては、当 ASU は、2017 年 12 月 15 日より後に開始する年次報告期間、及び 2018 年 12 月 15 日より後に開始する年次報告期間に含まれる期中期間から発効する。

5. ASU2016-09 を、会計年度の第 1 四半期以外の期中期間を含め、早期適用可能であるか？

はい。ASU2016-09 は、事業体が、未発行である又は発行可能な状態ではない財務諸表に関して、いかなる期中又は年次期間においても早期適用することを認めている。

²FASB 会計基準編纂書 (ASC) リファレンスのタイトルについては、デロイトの「FASB 会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル」参照のこと。

6. 事業体が ASU2016-09 を早期適用する場合には、当 ASU の全ての側面を適用しなければならないか？

はい。ASU2016-09 の適用時に、事業体は、当 ASU のすべての側面を適用しなければならない。

7. 事業体が、会計年度の第1四半期以外の期中期間において早期適用する場合、事業体は、修正遡及ベース又は将来に向かってのベースで適用されなければならない改訂をどのように適用するか？

ASU2016-09 を、第1四半期以外の期中期間に早期適用する場合には、その会計年度の期首時点でそのように実施する。

修正遡及ベースで適用されるべき改訂(例えば、従来未認識であった超過税務便益額)に関しては、累積的影響額調整は、適用会計年度の開始日時点で算定され、未処分利益として記帳される。将来に向かってのベースで適用されるべき改訂(例えば、超過税務便益額及び申告不足税額)に関しては、当該変更は、調整が会計年度の期首時点で反映されるように、該当する適用期中期間において反映される。貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に対する関連変更は、各期中期間で ASU2016-09 の適用を反映するために実施されなければならない。これには、過去に発行された、又は過去に発行可能であった財務諸表に関する期中期間が含まれる。したがって、第1四半期以外の期中日(例えば、第2四半期)に、ASU2016-09 を適用する事業体は、その会計年度の期首時点で、当基準の適用を反映するために、過去に発行された期中財務諸表(例えば、第1四半期)を再作成することが要求される。

SEC 登録者に関しては、過去に発行された様式 10-Q は、改訂及び再発行される必要はない。しかしながら、過去に発行された期中財務情報を含んでいる将来の提出書類(様式 10-Q、様式 10-K 又は登録申請書)において、登録者は、会計年度の期首時点で ASU2016-09 の適用を反映すべく、再作成ベースで、当該期中財務情報を表示することになる。

設例

SEC 登録者である事業体 A は、会計年度の第3四半期に ASU2016-09 を適用する。事業体 A は、その日までに当会計年度における各四半期に、超過税務便益額 50ドルを有しており、ASU2016-09 の他の条項のいずれかの適用により影響されない。過去に発行された様式 10-Q における財務諸表では、事業体 A は、資本払込剰余金 (APIC) に超過税務便益額総額 100ドル(各四半期で 50ドル)を認識した。第3四半期、すなわち当 ASU が適用される期間では、事業体 A は、損益計算書で、超過税務便益額 50ドルを認識する。すなわち、*四半期開始から同日までの法人所得税費用は、第3四半期の超過税務便益額のみ(50ドル)を含むことになる。加えて、年度開始から同日までの法人所得税費用は、はじめの2四半期に関して APIC で認識された超過税務便益額(100ドル)の振り戻し、及びそれらの過去の四半期における損益計算書でのそれら便益の認識を反映すべく、超過税務便益額 150ドルを含むことになる(第1及び第2四半期に関連する超過税務便益額 100ドルは、第3四半期に認識されないが、該当する過去の四半期において再作成ベースで反映される)*。事後の様式 10-K 提出書類の四半期情報の脚注で、事業体 A は、第1及び第2四半期の超過税務便益額(各四半期ごとに 50ドル)を損益計算書に反映する明細表を、これら金額が、様式 10-Q において発行済みの過去の財務諸表で、APIC で報告された場合であっても、表示することになる。最後に、事業体 A による当 ASU の発行後の年度における、事業体 A の様式 10-Q における財務諸表は、APIC ではなく、損益計算書において再作成ベースで、前年度四半期超過税務便益額(すなわち、過年度の第1及び第2四半期)を反映することになる。

法人所得税の会計処理

8. 関連税務控除が、当期末払法人所得税を減少させなかったために、事業体が、過去に認識されていなかった歴史的(historical)超過税務便益額を有する(「過去未認識の超過税務便益額」)場合³、ASU2016-09の適用に当たり記帳される金額は？ 未処分利益又はAPICを通じて当該金額が記帳されるか？

ASU2016-09は、過去未認識の超過税務便益額は、修正遡及ベースで認識されるべきである、と述べている。事業体はしたがって、適用年次期間の期首時点で未決済である過去未認識の超過税務便益額に関する繰延税金資産を、未処分利益に対する相殺調整とともに、記帳しなければならない。

9. ASU2016-09の適用時に、その前年APICプールをAPICから未処分利益へ再分類しなければならないか？

いいえ。事業体による前年度のAPICプールは影響されない。これは、それらの便益超過額は、財務諸表において既に認識され、損益計算書における超過税務便益額及び申告不足税額額の認識は、適用の会計年度においてのみ将来に向かって適用されるためである。結果として、適用前の会計年度におけるAPICと未処分利益との間の再分類は存在しない。修正遡及移行ガイダンスは、未処分利益に対する累積的影響額調整とともに、ASU2016-09の適用時に、過去の未決済の未認識の超過税務便益額に対してのみ適用される(上述の質問8で議論されているように)。

10. ASU2016-09は、事業体が、評価性引当金が必要か否かを評価する方法に影響を与えるか？

いいえ。ASU2016-09は、評価性引当金が必要とされるか否かを事業体が評価する方法に係る全般ガイダンスを変更していない(すなわち、事業体は、全ての利用可能な積極的及び消極的証拠を未だ評価しなければならない)。事業体はしかしながら、もしあれば、過去の未認識超過税務便益額及び予想される超過税務便益額の貸借対照表認識が、それらの全体的繰延税金資産のポートフォリオに関する便益を実現する能力を有する可能性がある影響を検討する必要があるであろう。

11. 事業体は、過去の未認識超過税務便益額に関する繰延税金資産設定に当たり、移行時に評価引当金を考慮する必要はあるか？

はい。ASU2016-09の移行ガイダンスの帰結として認識された繰延税金資産は、ASC740に準拠して、回収可能性に関して評価されなければならない。この移行ガイダンスの帰結として記帳される繰延税金資産に関する評価引当金は、未処分利益に対する累積的影響額調整を通じて認識される。

12. 事業体が、第1四半期ではない期中期間においてASU2016-09を適用し、適用前の期中期間で評価引当金を記帳又は戻す場合、当該適用は、どのように事業体の評価引当金分析に影響を与えるか？

ASU2016-09の適用は事業体の評価引当金評価に直接的に影響を与えないが、事業体は、会計年度の期首時点で、回収可能性に関して、過去の未認識超過税務便益額に関連して適用時に認識された繰延税金資産を評価する必要があるであろう。第1四半期以外の期中期間でASU2016-09を事業体が適用する場合、事業体はまた、適用の発効日以降(適用の発効日が、会計年度の期首であるため)、各期中期間において、評価引当金評価を更新する必要があるであろう。

³ ASC718-740-25-10(すなわち、FASB基準書第123(R)号「株式に基づく支払い」の脚注82は、事業体は、法人所得税未払金の減少を通じて、関連税務減算が実現しなかった場合、超過税務便益額を認識してはならないことに言及している。ASU2016-09の発行前は、事業体は、貸借対照表で未認識の超過税務便益額、及びこれらの便益の繰延認識を、それらが法人所得税未払金の減少を通じて実現するまで、追跡していた。

したがって、適用前の当年度期中期間において記帳された又は戻された評価引当金の金額は変動しうる。

13. 当 ASU は、資本分類報奨に関して財務諸表において認識された報酬コストの累積的金額と同額である将来税務減算に係る繰延税金資産を認識する規定を変更するか？

いいえ。繰延税金資産はいまだ、財務諸表において認識された報酬コスト累積金額に関して、当該報酬が、将来税務減算を通常もたらすことになる、資本として分類される商品に関連する限りにおいて認識されなければならない。

14. 事業体が、ASU2016-09 の適用後、株式に基づく支払い報奨に関する申告不足税額を認識する場合、関連する費用は損益計算書に記帳すべきか？

はい。ASU2016-09 の適用に当たり、事業体は、株式に基づく支払い報奨の法人所得税の影響を、当該報奨が確定される又は決済される場合には、損益計算書で認識することが要求される(すなわち、APIC プールは排除されることになる)。当該不足は、当該報奨が税務申告上税務減算される、又は未履行のまま失効する、のいずれかの結果となる期間において、損益計算上、当期税務費用として認識されることになる。

15. 事業体は、ASC740-270 の年次実効税率(AETR)において、株式に基づく支払い報奨(例えば、オプション又は制限株式)に係る超過税務便益額(又は申告不足税額)を予測しなければならないか？

いいえ。期中報告目的では、ASC740-270-30-4 は、事業体が超過税務便益額又は申告不足税額を、それらが発生する期間における分離された項目として会計処理することを要求している(すなわち、事業体は、それらを AETR から除外しなければならない)。

16. 事業体は、超過税務便益額又は申告不足税額に関連する、分離された項目の金額をどのように決定するか？

歴史的に、期間配分検討に関しては、以下の三つのアプローチが一般的に、超過税務便益額及び申告不足税額の税務上の影響の算定に関して認められてきた。:

- **直接的影響**—(1)適用税率により乗じられた実際税務減算(すなわち、間接的影響を除外)と(2)認識された繰延税金資産との差額。
- **完全 ASC740「有り無し」(Full ASC740 “with-and-without”)**—(1)実際税務減算の全体的追加税務影響と(2)それが実際税務減算であるかのように記帳目的で認識された報酬コストの累積的金額の全体的追加税務影響の差額。
- **全体的追加影響**—(1)実際減算の全体的追加税務影響(すなわち、間接的影響を含む)と(2)認識された繰延税金資産の差額

これらのアプローチ⁴は、適用発効日より後に、財務諸表において認識される超過税務便益額又は申告不足税額の金額の判定に、継続的に適切であり続けるであろう。三つのアプローチに関するさらなる情報については、デロイトの [法人所得税の会計処理に対するロードマップ](#) の、セクション 10.16「株式に基づく報酬に係る超過税務便益額の測定:ETR に影響を与える税額控除とその他の項目」を参照のこと。

⁴ 選択されたアプローチは、会計方針決定として取り扱われ、継続的に適用されなければならない。

17. 事業体は、ASU2016-09 の適用に当たり、超過税務便益額及び申告不足税額に関連する分離された金額判定のため、その会計方針及びアプローチ(上記質問 16 を参照)を変更する可能性があるか？

はい。ASU2016-09 におけるこのトピックに係る明確なガイダンスの欠如を前提とすれば、適用時に、事業体は、超過税務便益額及び申告不足税額に関連する金額判定のため、新規方針及びアプローチを選択する可能性がある。事業体は継続的に、適用後、そのアプローチを適用しなければならない。

18. 当 ASU における APIC プールの排除により、事業体は、超過税務便益額及び申告不足税額の追跡を継続する必要はあるか？

事業体はもはや、APIC プール目的での超過税務便益額及び申告不足税額を、別個に追跡する必要はないが、いまだ、期中法人所得税費用の計算における分離された金額の判定に当たり、それらを算定する必要がある。

19. 事業体はいまだ、株式に基づく支払い報酬コストに関連する繰延税金資産を追跡する必要はあるか？

はい。ASC718-740-25-2 は継続的に適用される。それは次のように述べている。:

通常、現行税法において、将来税務減算の結果となる資本として分類された商品に関して認識された累積的報酬コストの金額は、サブトピック 740-10 の規定適用に当たり、減算可能一時差異と考慮されなければならない。減算可能一時差異は、財務報告目的で認識された報酬コストを基礎としなければならない。資産のコスト、例えば棚卸資産の一環として、資産化された報酬コストは、財務報告目的で、その資産の税務基礎の一環と見なされなければならない。

加えて、ASC718-10-50-2A では、事業体は、株式に基づく支払い契約に関する報酬コストに関連する認識された税務便益総額を開示することが要求される。

20. 未確定税務便益(UTB)負債は、ASU2016-09 適用時に、当該 UTB が、繰延税金資産として認識された、過去の未認識超過税務便益額により相殺されうる場合に、どのように取り扱われるか？

当 ASU 適用時に UTB に関する調整はない。しかしながら、事業体は、ASC740-10-45-10A 及び 45-10B を適用し、繰越欠損金、類似税務損失又は繰越税額控除に関する繰延税金資産の控除項目として UTB を、当該税が報告日時点で UTB を決済するに利用可能である範囲で、表示しなければならない。さらに、当該 UTB は、適用時に認識された関連繰延税金資産の実現可能性の評価の一環とみなされなければならない。

21. 損益計算書に超過税務便益額及び申告不足税額を含めることは、一株当たり利益(EPS)計算に影響を与えるか？

はい。当 ASU の損益計算書における超過税務便益額および申告不足税額記帳に係るガイダンスは、基本的及び希薄化後 EPS の算定に関連する影響を有する。超過税務便益額及び申告不足税額に関する移行措置に類似した方法で、事業体は将来に向かって、EPS に対する結果的な変動を認識することになる。

希薄化後 EPS の算定に自己株式法を使用している事業体は、現状では、株式再購入に利用可能な想定収入の判定に当たり、APIC に認識されるべき超過税務便益額及び申告不足税額を(現在の価格を基礎として)見積もっている。当 ASU の適用後は、事業体は、想定収入計算から、超過税務便益額及び申告不足税額を除外することになる。これは、当該金額が損益計算書において認識されるためである。したがって、事業体が自己株式法を使用している場合には、当 ASU は、希薄化後 EPS の分母に影響を与えることになる。超過税務便益額が、申告不足税額を超過する期間においては、当 ASU は、分母に対して増加した希薄化効果を有することになる。これは、より少ない想定収入で購入されるべきより少ない仮想株式が存在するであろうためである。

加えて、当 ASU は、基本的及び希薄化後 EPS の双方の分子に影響を与える。これは、純利益は、損益計算書における超過税務便益額及び申告不足税額の認識の結果として、変動することになる。超過税務便益額が、申告不足税額を超過している期間においては、当 ASU は、分子にプラスの影響を与えることになろう。

当 ASU の基本的及び希薄化後 EPS 計算における分子、及び希薄化後 EPS における分母に対する影響は、事業体の EPS (及び純利益) に大幅な影響を与える可能性がある。

失効の会計処理

22. ASU2016-09 は、事業体による失効に関する会計方針の変更を要求するか？

いいえ。事業体は、失効に関する会計方針の変更を要求されないが、それらに関する会計方針を開示しなければならない。

23. ASU2016-09 適用後、事業体は事後的に、その失効方針を変更しうるか？

場合によっては (maybe)。当 ASU 適用後の期間において、失効方針に対する変更実施時に、事業体は、新規会計方針が現行のそれよりも望ましいものであるべきとする規定を含め、ASC250 を適用しなければならない。

24. 事業体が、失効の発生に従い、それらを会計処理する方針を適用する場合、事業体は未だ、失効を見積もる必要があることになる事例は存在するか？

はい。事業体は、報奨が、(1)修正され(見積りが当該修正の影響の測定において当初報奨に適用される)、かつ(2)企業結合において交換される(見積りが結合前サービスに起因する金額に適用される)場合に、失効を見積もらなければならない。しかしながら、失効に関する会計方針は、企業結合において修正される又は交換される報奨の事後の会計処理に適用されることになる。

25. 事業体が、失効の発生に従いそれらを会計処理する方針を適用する場合、当 ASU における、非失効配当 (nonforfeitable dividend) に関する会計処理はどのように変更されるか？

事業体が、失効が発生するに従い、それらを会計処理することを選択する場合、全ての非失効配当は当初、未処分利益にチャージされ、基礎となる報酬の失効が発生する場合にのみ、報酬コストに再分類される。

法定税務留保規定

26. 法定税務留保規定に関連して、ASU2016-09 における負債分類の例外は、全ての報奨に関する全ての法域において、最高の限界率 (marginal rate) での純額決済を容認するか？

いいえ。当 ASU による負債分類の例外は、事業体が、法定税務留保義務を有しない法域、個人、又は報奨に対しては適用されない。従業員に対する純額決済税金は、負債分類報奨をもたらす結果となる。

27. 雇用者は、複数法域で従事している(すなわち、モバイル(mobile)従業員)、又は国際的割当された(例えば、「エキスパット(ex-pat)従業員」)特定の従業員に対する株式に基づく支払い報奨を純額決済するため、「仮想(hypothetical)」留保率を適用する可能性がある。法定税務留保規定に関連した ASU2016-09 における負債分類の例外は、当該状況下でどのように適用されるか？

ASU2016-09 における基本原則は、税務留保に関連するいかなる純額決済にも適用される。資本として分類され続ける報奨に関しては、事業体は、特定の個人及び報奨のために留保される金額について、各法域において、法定税務留保規定を有さなければならず、当該金額は、各法域の最高法定税率を超過してはならない。

28. 事業体が、最低法定税率から最高法定税率までのより高い税率へ、留保に関する純額決済に関連する現存報奨の条項を変更する場合、当該変更は、ASC718-20-35-3 による修正として会計処理されなければならないか？

いいえ。事業体は、修正として当該変更を会計処理することが要求されないことになる。しかしながらこの会計上の取り扱いは、これらの狭い状況においてのみ適用され(すなわち、法定税務留保目的での、最低法定税率から、最高法定税率までのより高い率への純額決済条項の変更に対してのみ)、他の状況に対して類推適用してはならない。

非公開事業体に関する実務的例外

29. 予想期間に係る実務的例外は、非公開事業体の負債分類報奨に適用されるか？

はい。予想期間に係る実務的例外は、負債分類報奨が、再測定時にアット・ザ・マネー(at the money)でなくなるとしても、公正価値で測定される当該報奨に適用される。

30. 非公開事業体は、予想期間に係る実務的例外を、市場条件を有する報奨に適用しうるか？

いいえ。ASC718-10-30-20B は、予想期間に係る実務的例外を使用する事業体に関して、充足されなければならない規準を列挙しており、市場条件を有する報奨には適用してはならない。他の規準は、例えば次の通りである。すなわち、(1)報奨は、アット・ザ・マネーで付与されなければならない(行使価格が、付与日時点で、基礎となる株式の市場価格と同額である)、(2)従業員が権限付与後にサービスを終了する場合、当該従業員は、当該報奨を行使するため特定期間を有さなければならない(典型的には、30日から90日)、及び(3)従業員は、当該報奨を行使できるのみである(従業員は、当該報奨を売却又はヘッジできない)。

31. 予想期間見積りの簡便法を適用することに関し、公開事業体が出来ることと非公開事業体が出来ることに相違はあるか？

はい。ASU2016-09 と SAB トピック 14⁵におけるガイダンスではいくつかの相違が存在するためである。例えば、非公開事業体は、(非公開事業体が当該実務的例外を使用する他の規準を充足する範囲である限り)業績条件を有する報奨に対して簡便法を適用可能である一方、公開事業体は適用できない。さらに、公開事業体は、その歴史的株式オプション行使経験が、簡便法を適用する見積予想期間に対して合理的基礎ではないことを実証しなければならないが、非公開事業体はそのようなことが要求されていない。

⁵ SEC Staff Accounting Bulletin Topic 14, "Share-Based Payment."

32. 非公開事業体が、本源的価値による負債分類報奨の測定方針を有する場合（ASC2016-09 適用時に、公正価値から本源的価値へ、負債分類報奨の測定を変更することを選択する非公開事業体を含む）、非公開事業体は、公正価値で負債分類報奨を測定する会計方針に事後に変更しうるか？

はい。会計原則変更に関し ASC250 におけるガイダンスの適用を前提として。ASC718-30-35-4 は、「公正価値基礎法は、トピック 250 における会計原則変更を正当化する目的でより好ましい」と述べている。したがって、事業体はまた、会計原則変更に係る ASC250 におけるガイダンスを適用する場合、本源的価値から公正価値へその負債分類報奨の測定を変更しうる。

33. 非公開事業体が、公正価値で負債分類報奨を測定する方針を有している場合、事業体は、ASU2016-09 の適用後、より望ましいことを実証せずに、公正価値測定から本源的価値測定へ変更しうるか？

いいえ。一度限りの選択が、ASU2016-09 の適用日になされなければならない。

登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください (www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための *Dbriefs*

Dbriefs へぜひご参加ください。*Dbriefs* はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、*Dbriefs* にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、**US GAAP Plus** にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification*™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トウシュート・マツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト・トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、"making an impact that matters" を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュート・マツ リミテッド ("DTTL") ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または "Deloitte Global") はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を與にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。